

平成29年 No.48

○東京学芸大学学寮規程の一部を改正する規程

改正理由

他の関連規程との文言の統一に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年11月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学寮規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年11月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第32号

東京学芸大学学寮規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学寮規程（平成8年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学寮規程の一部改正について

改正理由：他の関連規程との文言の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (管理運営責任者等) 第4条 学寮の管理運営責任者は学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生を所掌する副学長</u>をもって充てる。 〔省略〕 (入寮期間) 第8条 入寮を許可する期間は、許可された日から最短<u>修業</u>年限終了の日までとする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年11月24日から施行する。</u>	〔省略〕 (管理運営責任者等) 第4条 学寮の管理運営責任者は学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学長の指名する副学長</u>をもって充てる。 〔省略〕 (入寮期間) 第8条 入寮を許可する期間は、許可された日から最短<u>修学</u>年限終了の日までとする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕